

函館市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(適用除外の基準)</p> <p>第10条 条例第7条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 条例第7条第5号に掲げるもの 1面の表示面積が1平方メートル以内で、かつ、高さ3メートル以下の固定広告物であること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(協議を要する広告物等)</p> <p>第11条 条例第8条の規則で定める広告物または掲出物件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 国、地方公共団体または公共的団体の施設への案内を目的として表示し、または設置する固定広告物(次号において「公共案内用広告物」という。)で、1面の表示面積が10平方メートル(壁面広告物にあつては、壁面の面積の3分の1が10平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の3分の1)を超え、もしくは<u>表示面積</u>が20平方メートルを超え、または高さが6メートルを超えるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(条例第10条第5項の規則で定める広告物または掲出物件)</p> <p>第11条の2 条例第10条第5項の規則で定める広告物または掲出物件は、次の各号に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第7条第9号に掲げる広告物 <u>表示面積の合計</u>が1平方メートルを超えるもの</p>	<p>(適用除外の基準)</p> <p>第10条 条例第7条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 条例第7条第5号に掲げるもの 1面の表示面積が1平方メートル以内で、かつ、高さ3メートル以下(<u>条例第5条第1項に規定する制限地域(条例第10条第1項の規定により広告景観整備地区の指定を受けている区域を除く。)</u>)において表示される広告物または設置される掲出物件にあつては、<u>1面の表示面積が5平方メートル以内で、かつ、高さ3メートル以下</u>の固定広告物であること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(協議を要する広告物等)</p> <p>第11条 条例第8条の規則で定める広告物または掲出物件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 国、地方公共団体または公共的団体の施設への案内を目的として表示し、または設置する固定広告物(次号において「公共案内用広告物」という。)で、1面の表示面積が10平方メートル(壁面広告物にあつては、壁面の面積の3分の1が10平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の3分の1)を超え、もしくは<u>表示面積</u>が20平方メートルを超え、または高さが6メートルを超えるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(条例第10条第5項の規則で定める広告物または掲出物件)</p> <p>第11条の2 条例第10条第5項の規則で定める広告物または掲出物件は、次の各号に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第7条第9号に掲げる広告物 表示面積が1平方メートルを超えるもの</p>

別表第2（第3条，第11条，第13条，第14条関係）

1 制限地域の許可の基準

区分	固定広告物			簡易 広告物	
	地上広告物	屋上広告物	壁面広告物		
第1種 制限 地域	石川新道沿道地域以外の地域	(略)	(略)	(略)	(略)
	石川新道沿道地域	1面の表示面積が40平方メートル以内で，かつ，表示面積が80平方メートル以内および高さが15メートル以下（案内表示（道標，案内図板その他公共的目的をもった広告物もしくは公衆の利便に供するため特定の施設等への案内を目的とする広告物またはこれらの広告物の掲出物件をいう。以下この表および別表第2-2の表において同じ。）にあつては，1面の表示面積が10平方メートル以内で，かつ，表示面積が20平方メートル以内および高さが5メートル以下）のものであること。	(略)	(略)	

別表第2（第3条，第11条，第13条，第14条関係）

1 制限地域の許可の基準

区分	固定広告物			簡易 広告物	
	地上広告物	屋上広告物	壁面広告物		
第1種 制限 地域	石川新道沿道地域以外の地域	(略)	(略)	(略)	(略)
	石川新道沿道地域	1面の表示面積が10平方メートル以内で，かつ，表示面積が20平方メートル以内および高さが5メートル以下（条例第7条第4号に掲げるものにあつては，1面の表示面積が40平方メートル以内で，かつ，表示面積が80平方メートル以内および高さが15メートル以下）のものであること。	(略)	(略)	

第2種制限地域	(略)	(略)	(略)	
第3種制限地域	(略)	(略)	(略)	
第4種制限地域	(略)	(略)	(略)	
第5種制限地域	(略)	(略)	(略)	
第6種制限地域	<p>石川新道沿道地域、空港通・空港ターミナル通沿道地域および外環状線沿道西桔梗地域（都市計画道路外環状線（その道路中心線と市道西桔梗中央線の道路中心線との交点から市道西桔梗33号線の道路中心線との交点までの区間に限る。）から展望することができる地域であって、これから100メートル以内の区域のうち、周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難または著しく不相当と認められる建築物の建築等を行うことができる区域として市長が定める区域をいう。以下同じ。）以外の地域</p>	<p>次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>1 条例第7条第4号に掲げる広告物または掲出物件で、表示面積の合計（簡易広告物を含む。以下同じ。）が1事務所または1営業所当たり30平方メートル以内および高さが10メートル以下のものであること。</p> <p>2 <u>公衆の利便に供するため特定の施設等への案内を目的とする広告物またはこれを掲出する物件</u>で、1面の表示面積が10平方メートル以内で、かつ、表示面積が20平方メートル以内および高さが6メートル以下のものであること。</p>		
石川新道沿道地域	1面の表示面積が <u>40平方メートル</u> 以	(略)	(略)	

第2種制限地域	(略)	(略)	(略)	
第3種制限地域	(略)	(略)	(略)	
第4種制限地域	(略)	(略)	(略)	
第5種制限地域	(略)	(略)	(略)	
第6種制限地域	<p>石川新道沿道地域、空港通・空港ターミナル通沿道地域および外環状線沿道西桔梗地域（都市計画道路外環状線（その道路中心線と市道西桔梗中央線の道路中心線との交点から市道西桔梗33号線の道路中心線との交点までの区間に限る。）から展望することができる地域であって、これから100メートル以内の区域のうち、周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難または著しく不相当と認められる建築物の建築等を行うことができる区域として市長が定める区域をいう。以下同じ。）以外の地域</p>	<p>次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>1 条例第7条第4号に掲げる広告物または掲出物件で、表示面積の合計（簡易広告物を含む。）が1事務所または1営業所当たり30平方メートル以内および高さが10メートル以下のものであること。</p> <p>2 <u>条例第7条第4号に掲げる広告物または掲出物件以外の広告物または掲出物件</u>で、1面の表示面積が10平方メートル以内で、かつ、表示面積が20平方メートル以内および高さが6メートル以下のものであること。</p>		
石川新道沿道地域	1面の表示面積が <u>10平方メートル</u> 以	(略)	(略)	

	内で、かつ、表示面積が <u>80平方メートル以内</u> および高さが <u>15メートル以下</u> （案内表示にあつては、1面の表示面積が <u>10平方メートル以内</u> で、かつ、表示面積が <u>20平方メートル以内</u> および高さが <u>5メートル以下</u> ）のものであること。		
空港通・空港ターミナル通沿道地域	1面の表示面積が <u>30平方メートル以内</u> で、かつ、表示面積が <u>60平方メートル以内</u> および高さが <u>10メートル以下</u> （案内表示にあつては、1面の表示面積が <u>10平方メートル以内</u> で、かつ、表示面積が <u>20平方メートル以内</u> および高さが <u>6メートル以下</u> ）のものであること。	(略)	(略)
外環状線沿道西桔梗地域	(略)	(略)	(略)

備考
1～4 (略)

	内で、かつ、表示面積が <u>20平方メートル以内</u> および高さが <u>5メートル以下</u> （条例第7条第4号に掲げるものにあつては、1面の表示面積が <u>40平方メートル以内</u> で、かつ、表示面積が <u>80平方メートル以内</u> および高さが <u>15メートル以下</u> ）のものであること。		
空港通・空港ターミナル通沿道地域	1面の表示面積が <u>10平方メートル以内</u> で、かつ、表示面積が <u>20平方メートル以内</u> および高さが <u>6メートル以下</u> （条例第7条第4号に掲げるものにあつては、1面の表示面積が <u>30平方メートル以内</u> で、かつ、表示面積が <u>60平方メートル以内</u> および高さが <u>10メートル以下</u> ）のものであること。	(略)	(略)
外環状線沿道西桔梗地域	(略)	(略)	(略)

備考
1～4 (略)

2 特別制限地域の許可の基準

案内表示であって、次の表の左欄に掲げる地域の区分に応じて、右欄の基準を満たすもの

区 分	基 準
第1種特別制限地域	表示面積が5平方メートル（複数の施設等への案内を目的とする広告物を集合して表示する場合には、10平方メートル）以内および高さが5メートル以下のものであること。
第2種特別制限地域	1面の表示面積が5平方メートル以内で、かつ、表示面積が10平方メートル以内および高さが5メートル以下のものであること。

別記第1号様式（第2条、第5条関係）

屋外広告物許可（継続許可）申請書

函館市長 様

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる
事務所の所在地）

申請者 氏名（法人にあつては、その名
称および代表者の氏名）印

電話 — —

函館市屋外広告物条例第6条第1項（第6項）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

表示または設置の場所 （移動するものにあつては、その範囲）	広告物の用途別 区 分	・自家用広告物 ・案内表示広告物 ・その他
(以下 略)		

2 特別制限地域の許可の基準

（削除）

区 分	基 準
第1種特別制限地域	表示面積が5平方メートル（複数の広告主がそれぞれ異なる表示内容を集合して表示することにより一の広告物とする場合には、10平方メートル）以内および高さが5メートル以下のものであること。
第2種特別制限地域	1面の表示面積が5平方メートル以内で、かつ、表示面積が10平方メートル以内および高さが5メートル以下のものであること。

別記第1号様式（第2条、第5条関係）

屋外広告物許可（継続許可）申請書

函館市長 様

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる
事務所の所在地）

申請者 氏名（法人にあつては、その名
称および代表者の氏名）印

電話 — —

函館市屋外広告物条例第6条第1項（第6項）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

表示または設置の場所 （移動するものにあつては、その範囲）	広告物の用途別 区 分	・自家用広告物 ・その他
(以下 略)		

別記第3号様式（第6条関係）

屋外広告物変更許可申請書

年 月 日

函館市長 様

住所（法人にあっては、主たる
事務所の所在地）

申請者 氏名（法人にあっては、その名
称および代表者の氏名）印

電話 - -

函館市屋外広告物条例第6条第7項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

変更事項		<ul style="list-style-type: none"> ・移転 ・意匠または表示面積の変更 ・その他（ ） 					
表示または設置の場所（移動するものにあつては、その範囲）	変更前	土地の所在および地番	広告物の用 途別区分	変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告物 ・案内表示広告物 ・その他 		
	変更後	土地の所在および地番		変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告物 ・案内表示広告物 ・その他 		
(以下 略)							

別記第3号様式（第6条関係）

屋外広告物変更許可申請書

年 月 日

函館市長 様

住所（法人にあっては、主たる
事務所の所在地）

申請者 氏名（法人にあっては、その名
称および代表者の氏名）印

電話 - -

函館市屋外広告物条例第6条第7項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

変更事項		<ul style="list-style-type: none"> ・移転 ・意匠または表示面積の変更 ・その他（ ） 					
表示または設置の場所（移動するものにあつては、その範囲）	変更前	土地の所在および地番	広告物の用 途別区分	変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告物 ・その他 		
	変更後	土地の所在および地番		変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告物 ・その他 		
(以下 略)							

別記第8号様式の2（第11条の3関係）

広告景観整備地区屋外広告物届出書

函館市長 様

年 月 日

住所（法人にあっては、主たる
事務所の所在地）

届出者 氏名（法人にあっては、その名
称および代表者の氏名） 印

電話 — —

函館市屋外広告物条例第10条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

表示または設置の場 所（移動するものに あっては、その範囲）		広告物の用 途別区分	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告物 ・案内表示<u>広告物</u> ・その他
(以下 略)			

別記第8号様式の2（第11条の3関係）

広告景観整備地区屋外広告物届出書

函館市長 様

年 月 日

住所（法人にあっては、主たる
事務所の所在地）

届出者 氏名（法人にあっては、その名
称および代表者の氏名） 印

電話 — —

函館市屋外広告物条例第10条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

表示または設置の場 所（移動するものに あっては、その範囲）		広告物の用 途別区分	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告物 ・その他
(以下 略)			